

第 9 号議案

令和元年度

吉田町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第6号）

令和元年度吉田町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50,973千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,233,166千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和2年3月2日提出

吉田町長 田村典彦

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		102,200	△2,700	99,500
	1 地方揮発油譲与税	28,100	△3,100	25,000
3 利子割交付金	2 自動車重量譲与税	72,800	400	73,200
	1 利子割交付金	6,300	△2,100	4,200
4 配当割交付金		6,300	△2,100	4,200
	1 配当割交付金	15,700	2,300	18,000
5 株式等譲渡所得割交付金		15,700	2,300	18,000
	1 配当割交付金	19,400	△7,200	12,200
6 地方消費税交付金	1 株式等譲渡所得割交付金	19,400	△7,200	12,200
	1 地方消費税交付金	584,400	△21,800	562,600
7 自動車取得税交付金		584,400	△21,800	562,600
	1 自動車取得税交付金	17,900	1,000	18,900
12 分担金及び負担金		17,900	1,000	18,900
	1 自動車取得税交付金	90,848	△1,218	89,630
14 国庫支出金	1 分担金	3,784	△1,218	2,566
		908,149	44,796	952,945
15 県支出金	1 国庫負担金	700,265	21,937	722,202
	2 国庫補助金	200,244	22,859	223,103
16 財産収入		756,971	△39,352	717,619
	1 県負担金	337,321	11,372	348,693
	2 県補助金	343,568	△50,724	292,844
	1 財産運用収入	20,117	977	21,094
	2 財産売却収入	7,056	89	7,145
		13,061	888	13,949

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		154,789	△5,476	149,313
	5 雑入	140,560	△5,476	135,084
21 町債		869,237	△20,200	849,037
	1 町債	869,237	△20,200	849,037
歳入	合計	11,284,139	△50,973	11,233,166

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		98,693	△2,128	96,565
2 総務費	1 議会費	98,693	△2,128	96,565
	1 総務管理費	1,508,408	△2,427	1,505,981
	3 戸籍住民基本台帳費	1,187,252	△3,546	1,183,706
	6 監査委員費	71,693	1,177	72,870
		1,299	△58	1,241
3 民生費		2,903,249	57,894	2,961,143
	1 社会福祉費	1,348,103	44,899	1,393,002
	2 児童福祉費	1,554,940	12,995	1,567,935
4 衛生費		1,642,581	△249	1,642,332
	1 保健衛生費	1,642,581	△249	1,642,332
6 農林水産業費		217,954	△25,652	192,302
	3 水産業費	136,623	△25,652	110,971
7 商工費		317,207	△59,310	257,897
	1 商工費	317,207	△59,310	257,897
8 土木費		1,280,131	△102,320	1,177,811
	2 道路橋梁費	241,093	△66,683	174,410
	4 都市計画費	805,930	△35,637	770,293
9 消防費		520,116	△20,224	499,892
	1 消防費	520,116	△20,224	499,892
10 教育費		1,203,819	89,362	1,293,181
	1 教育総務費	574,691	92,542	667,233
	2 小学校費	181,277	△1,330	179,947
	3 中学校費	67,422	△1,850	65,572
13 諸支税金		479,641	14,081	493,722
	2 基金費	479,639	14,081	493,720
歳出	合計	11,284,139	△50,973	11,233,166

第2表 緑越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	保育園管理費	2,794
8 土木費	2 道路橋梁費	橋梁維持補修費	27,300
10 教育費	1 教育総務費	教育振興事業費	164,263
合 計			194,357

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小中学校 Wi-Fi 環境整備事業	千円 104,100	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れられる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができる。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。

2 変更

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産物供給基盤機能保全事業	千円 8,900	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府から借り入れ る場合は、その融 資条件により、 銀行その他 から借り入れ る場合は、据置 期間を含めて 30年以内に元 利均等又は元 金均等若しくは 元利不均等の 方法をもって年 賦又は半年賦 で償還する。 ただし、町財政 の都合により繰 上償還し、又は 償還期限を短縮 し、又は借換す ることができ る。償還財源は、 一般歳入若しくは その他の収入を もって支弁す る。	千円 2,000	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	政府から借り入れ る場合は、その融 資条件により、 銀行その他 から借り入れ る場合は、据置 期間を含めて 30年以内に元 利均等又は元 金均等若しくは 元利不均等の 方法をもって年 賦又は半年賦 で償還する。 ただし、町財政 の都合により繰 上償還し、又は 償還期限を短縮 し、又は借換す ることができ る。償還財源は、 一般歳入若しくは その他の収入を もって支弁す る。
漁港環境整備事業	2,400	"	"	"	1,600	"	"	"
吉田町内道路舗装修繕事業	26,900	"	"	"	7,600	"	"	"
企業活動維持支援事業区域基盤整備事業	66,300	"	"	"	45,500	"	"	"
町上3号線整備事業	9,600	"	"	"	7,500	"	"	"
吉田町内橋梁改修事業	14,100	"	"	"	6,000	"	"	"
消防用機器積載車両整備事業	8,800	"	"	"	8,600	"	"	"
小中学校体育館空調設備整備事業	249,500	"	"	"	191,700	"	"	"
小中学校防災機能向上設備改修事業	5,100	"	"	"	4,500	"	"	"

3 廃止

起債の目的	補 正 前			補 正 後			備考	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法		利率
吉田湾内泊地整備事業	千円 7,700	証券借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還の方法 政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ。償還財源は、一般歳入若しくはその他の収入をもって支弁する。	千円 -	-	-	-

